府　令

○内閣府令第四十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第三項及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　農林水産部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第三十五条中第九号を第十一号とし、第八号を削り、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　農林水産部の保有する情報の安全の確保に関すること。

七　農林水産部の保有する個人情報の保護に関すること。

八　農林水産物、飲食料品及び油脂についての輸出の促進に関すること。

第三十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十一号中「並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「及び業務勘定」及び「並びに物品の管理」を削り、同号を同条第十五号とし、同条中第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八条第一号中「（消費・安全課及び食品・環境課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

四　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第四十条第三号及び第九十四条を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　農産物検査に関すること（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）。

第四十条中第十号から第十二号までを削り、同条第九号中「たい肥」を「堆肥」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第八号を第十一号とし、同条第七号中「病害虫」を「病虫害」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同条第三号中「酒類を除く。以下同じ。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

四　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（遵守事項の策定に関することを除く。）。

五　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

第四十一条第一号中「飲食料品」の下に「（米穀を主な原料とするものを除く。）」を加え、「（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第六号から第八号を削り、同条第五号中「事務」の下に「の総括」を加え、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。

第四十一条第四号中「関すること」の下に「（生産振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　農林水産部の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。

第四十一条中第三号を削り、第二号の次に次の五号を加える。

三　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

四　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五　農林水産部の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

六　農林水産業及び食品産業その他の農林水産部の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

七　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産振興課の所掌に属するものを除く。）。

第九十四条の表那覇農林水産センター、名護農林水産センター、宮古島農林水産センター及び石垣農林水産センターの項所掌事務欄中第五号から第七号までを、次のように改める。

五　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

六　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（遵守事項の策定に関することを除く。）。

七　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

附　則

この府令は、平成二十三年九月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三、第二十三条第五項、第三十三条の六第五項、第四十五条第一項及び第五十九条の二第一項並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十四条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（乳児院の長の資格等）

第二十二条の二　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一　医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二　社会福祉士の資格を有する者

三　乳児院の職員として三年以上勤務した者

四　都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ　法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ　社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ　社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2

乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（業務の質の評価等）

第二十四条の三　乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。